

○小千谷市自主防災組織補助金交付要綱

平成6年12月28日

告示第75号

改正 平成14年5月28日告示第47号

平成16年1月27日告示第4号

平成18年3月31日告示第34号

平成21年3月30日告示第30号

令和4年6月1日告示第90号

(趣旨)

第1条 この要綱は、小千谷市の町内会が、自主的な防災活動を行うために設置した防災組織（以下「自主防災会」という。）の活動に必要な物品（以下「防災物品」という。）の購入に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、小千谷市補助金等交付規則（昭和44年小千谷市規則第4号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 1期目 新たに設立した自主防災組織を対象とし、小千谷市自主防災組織補助金（以下「補助金」という。）の交付決定があった年度から、補助金の交付決定の額の合計額が第4条に規定する1期目の補助金の交付限度額に達する年度までの期間をいう。
- (2) 2期目以後 1期目の経過後に補助金の交付決定があった年度から、補助金の交付決定の額の合計額が第4条に規定する2期目以後の補助金の交付限度額に達する年度までの期間をいい、交付限度額に達する都度、次の期数に移行する。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象とすることができる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市長が認めた防災物品の購入額とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の交付限度額及び補助率は、次の表のとおりとする。

期数	交付限度額	補助率
1 期目	20 万円に、自主防災会を構成している世帯数に300円を乗じて得た額を加算した額	購入額の70%
2 期目 以後	30 未満の世帯数で構成される自主防災会 15 万円	購入額の50%
	30 以上200 未満の世帯数で構成される自主防災会 20 万円	
	200 以上500 未満の世帯数で構成される自主防災会 25 万円	
	500 以上700 未満の世帯数で構成される自主防災会 30 万円	
	700 以上の世帯数で構成される自主防災会 35 万円	

2 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、期数に応じて、補助金の交付決定の合計額は交付限度額を限度とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 自主防災会の組織の編成、規約等
- (2) 自主防災会の経費の支弁方法
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 申請者は、期数毎に初回の補助金の交付決定の年度から5年を経過した場合に、次の期数に移行して申請を行うことができる。ただし、当該移行前の交付限度額の残額を移行後の期数に加算しない。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、規則第6条の規定により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、規則第9条に規定する補助事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第8条 市長は、前条の規定による補助事業実績報告書を受理したときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第10条に規定する補助金等確定通知書により当該補助事業者
に通知するものとする。

(防災物品の管理)

第9条 補助事業者は、防災活動に備えて防災物品を適正に維持管理しなければならない。
い。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(略)

附 則 (平成21年3月30日告示第30号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月1日告示第90号)

(施行期日等)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和3年度における補助金交付額が、この要綱による改正前の小千谷市自主防災組織
補助金交付要綱第3条に規定する限度額に達していない自主防災会の補助金の交付申請
については、従前の例による。